

第 6 4 回 県 民 体 育 大 会 開 催 要 項

1 趣 旨

第 6 4 回 県 民 体 育 大 会 (以 下 「 大 会 」 と い う 。) を 開 催 し、 運 営 す る た め に こ の 開 催 要 項 を 定 め る。

2 主 催

佐 賀 県 ・ 佐 賀 県 教 育 委 員 会 ・ 全 市 町 ・ 全 市 町 教 育 委 員 会 ・ 財 団 法 人 佐 賀 県 体 育 協 会

3 主 管

県 民 体 育 大 会 実 行 委 員 会 ・ 開 催 競 技 団 体

4 後 援

財 団 法 人 日 本 体 育 協 会 ・ 市 町 体 育 協 会

5 開 催 期 日

(1) 得 点 競 技 平 成 2 3 年 1 0 月 1 5 日 (土) ・ 1 6 日 (日)

(2) 公 開 競 技 関 係 競 技 団 体 の 実 施 要 項 に よ る。

6 開 催 地

(1) 得 点 競 技 別 紙 競 技 一 覧 に よ る。

(2) 公 開 競 技 関 係 競 技 団 体 の 実 施 要 項 に よ る。

7 実 施 内 容

(1) 総 合 開 会 式

1 0 月 1 5 日 (土) ・ 鳥 栖 市 民 文 化 会 館 ・ 午 前 8 時 5 0 分 ~

各 市 町 の 参 加 人 数 は、 役 員 を 含 め 1 0 名 程 度 と す る。

そ の 他 別 に 定 め る 実 施 要 領 に よ る。

(2) 閉 会 式 競 技 別 に 実 施 す る。

(3) 実 施 競 技

得 点 競 技 お よ び 公 開 競 技 と す る。

得 点 競 技

水 泳 陸 上 競 技 サ ッ カ ー テ ニ ス バ レ ー ボ ー ル バ ス ケ ッ ト ボ ー ル

ソ フ ト テ ニ ス 卓 球 軟 式 野 球 相 撲 柔 道 ソ フ ト ボ ー ル

バ ド ミ ン ト ン 弓 道 剣 道 空 手 道 ボ ウ リ ン グ ゲ ー ト ボ ー ル ゴ ル フ

得 点 競 技 の 出 場 枠 及 び 得 点 基 準 は、 別 に 定 め る 一 覧 表 に よ る。

そ の 他 競 技 に 関 す る こ と は、 競 技 別 実 施 要 項 の 定 め る と こ ろ に よ る。

8 参 加 資 格 及 び 制 限

(1) 得 点 競 技

県 内 の 市 町 に 住 民 票 (又 は 外 国 人 登 録 証 明 書) を 置 く 者 で、 引 き 続 き 当 該 地 に 居 住 し て い る こ と。

平 成 2 3 年 4 月 1 日 現 在 で 1 8 歳 以 上 (全 日 制 高 校 生 を 除 く) で あ る こ と。

競 技 へ の 参 加 は、 原 則 と し て 1 人 1 種 別 と す る が、 同 一 競 技 に お い て、 監 督 は 重 複 す る こ と が 可 能 な る。 但 し、 同 一 会 場 で の 開 催、 も し く は 日 程 が 重 な ら ない 場 合 の み と す る。

年 齢 制 限 の あ る 競 技 に お い て は、 平 成 2 3 年 4 月 1 日 現 在 の 満 年 齢 と す る。

そ の 他 の 参 加 資 格 及 び 年 齢 制 限 等 に つ い て は、 別 に 定 め る 競 技 別 実 施 要 項 に よ る。

市 町 予 選 会 終 了 後、 大 会 当 日 ま で に 転 勤 等 で 県 内 に お い て 居 住 地 の 変 更 が あ っ た 場 合 は、 当 該 年 度 に 限 り 変 更 前 の 居 住 地 か ら 出 場 可 能。

(2) 公開競技

関係競技団体の実施要項による。

9 得点

競技得点は、各種別の第1位から第8位までの市町に与える。但し、同順位の場合は、次の順位のものを加え等分する。

(1) 競技得点

各種別の第1位に40点、第2位35点、第3位30点、第4位25点、第5位20点、第6位15点、第7位10点、第8位5点とする。

但し、個人競技については、市の部・町の部それぞれの第1位に40点、第2位35点、第3位30点、第4位25点、第5位20点、第6位15点、第7位10点、第8位5点とする。

(2) 参加点

競技種別毎に、9位以下の市町に1点の参加点を与える。

但し、個人競技については全出場選手(延べ人数とし、リレーは1チーム1点とする。)に参加点1点を与えるが、競技成績をつける際に加算され、総合得点には加算されない。

なお、棄権等による欠場、もしくは参加資格及び制限等の違反による出場取り消しを受けた場合は与えられない。

10 表彰

(1) 獲得した競技得点を合計し順位を決定する。また、同点の場合は、順位を共有するものとする。

(2) 総合順位を市の部・町の部に分け、それぞれ第1位に知事杯(教育長杯)を授与し、それぞれ第3位までを表彰する。但し、それぞれの第1位の総合得点の高い方に知事杯を授与する。

11 参加申込み

(1) 得点競技

参加申込みは、市町体育協会が行う。

参加申込書は、所定の様式により3部(コピー可)作成し、市については8月22日(月)町については8月23日(火)に大会実行委員会事務局(県体育保健課)へ2部提出し、残りの1部を各市町体育協会の控えとする。

申込み後の選手変更は、原則として認めない。但し、傷病その他の理由でやむを得ず変更する場合は、別紙様式による変更届を競技団体に提出し、承認を得なければならない。

(2) 公開競技

関係競技団体の実施要項による。

12 市町予選会

(1) 得点競技に参加する選手の選考は、市町予選会を行うことを原則とする。

(2) 市町予選会の開催要項は、その主催団体において、県体要項に準じて別に定めるところによる。

13 医療救護について

参加の事故については、各会場に救護員を配置し応急処置は施すが、それ以外は責任を負わないので、参加にあたっては、一日傷害保険等に加入しておくこと。